

## 第2回兵庫県地方いじめ防止基本方針検討委員会（議事要旨）

- 1 日時 平成26年1月17日（金） 15:00～17:00
- 2 場所 兵庫県立のじぎく会館 201号室
- 3 議題 兵庫県いじめ防止基本方針 骨子（案）について
- 4 出席者 (1) 委員16名  
(2) 県教育委員会、知事部局 9名

### 5 会議の概要

#### (1) 会議及び会議資料の公開の是非

会議及び会議資料は非公開とし、議事要旨は委員の氏名を伏せたかたちで、速やかに適切な方法で公開することが決定された。

#### (2) 資料説明

事務局より、兵庫県いじめ防止基本方針の骨子案について、説明がなされた。

### 6 発言要旨

#### 【委員長】

- ・基本方針に記載されたいじめの定義では影響を与える行為とあり、文部科学省の問題行動等調査のいじめの定義では心理的・物理的な攻撃とあり文言が違うのだが、その点をどのように整理しようと考えているのか。

#### 【事務局】

- ・今回の基本方針は法律を基に作っているのので、法律で示された定義を記載している。各学校においては、子どもたちの様子をきちんと見ながら、疑わしい時はいじめではないかと捉えて対応することが大事だと思う。

#### 【委員長】

- ・いじめの疑いがあるという場合も取り上げて、注意深く見ていながら、指導の必要があれば指導するという姿勢をとってほしいと学校現場にお願いすることをおさえた方がよい。

#### 【委員】

- ・いじめる子どもには、情動の発達上の基本的なところの問題を抱えている場合が多い。毅然とした指導は必要だが、その先の問題について、震災を経験した兵庫だからこそ、文言として入れることはできないものか。

#### 【委員長】

- ・全体的にいじめられている方にシフトしている印象がある。加害・被害のどちらにしても、その子どもの成長につながる指導を行うという基本姿勢のようなものを入れた方がよい。

#### 【副委員長】

- ・加害者は心理的なストレスを抱えている場合、いじめ衝動が高まることを考慮して、厳しい指導をするのと同時に、成長につながるような支援も忘れてはならないということを入れてはどうか。

【委員長】

- ・骨子案では、体験活動により自己有用感や規範意識を醸成するとあるが、体験活動だけでなく、各教科等も含めた包括的な活動により醸成されるのではないか。
- ・教育そのものが人づくりであるという観点が、基盤のところが必要ではないだろうか。

【事務局】

- ・学校でも授業をする時は、学力をつけるということだけでなく、子どもを育てるという視点もある。その中には集団づくりということもあろうかと思う。

【委員】

- ・いじめの問題に限らないもっと全人的な発達に関わる部分があり、そこから枝葉に分かれていくということだと思う。基本的な方向の前段階として、そういった理念的なもの、子どもを育てる教育の使命のようなものを入れてはどうだろうか。

【副委員長】

- ・未然防止の中に学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成とあるが、その中にも教科についての内容が薄いように思う。全体的には教科、領域、広義の生徒指導を多面的・包括的に連動させて子どもの豊かな心を育てていくという捉え方になるのではないか。

【委員長】

- ・問題対応型の生徒指導に振り回されすぎて、子どもたちの成長・発達を図っていくという、生徒指導本来の機能や働きかけが後回しになりがちである。いじめの問題を考える時に、この問題は欠かせない視点である。

【事務局】

- ・どのような文言にして、どこに置くかは検討させていただき、次回の検討委員会で示したい。

【委員】

- ・いじめには集団構造特有の問題が潜む場合があると記載してあるが、集団でない段階でも多様性を認め合えていないことに問題があるように思う。
- ・地域の中で繋がりがたくても繋がるところがなく、孤立してしまっている保護者が子育てでしんどくなっているというニュアンスを入れることはできないだろうか。また、パワハラやセクハラといった大人社会の構造が子どもにも影響を与えていることを入れることはできないだろうか。
- ・障害のある子どもたちへのいじめについて、相互理解を進めていくという視点が必要なのではないか。
- ・これまで児童生徒と向き合う時間と記載していたものが、今回児童生徒のかかわる時間となっているが、何か意図的なものがあるのか。

【委員】

- ・大津のいじめ問題では、マスコミの過剰な報道で、本当ならもっとスムーズに解決できたことがもつれてしまったと報告書を読んで感じている。マスコミの報道の姿勢に関わる文言を入れることはできないか。

【委員】

- ・児童生徒の発達期に応じた特徴といじめの防止について、その防止策について、インターネットを通じて行われるいじめへの対応に少しとらわれ過ぎているように思う。
- ・骨子を素案に流し込む時に、学校・家庭・地域に分けて記載したところは、その違いが分かるように表記上の工夫が必要だと思う。

【委員】

- ・基本方針を策定することは必要であり、校長を中心とした教師集団をどのように作っていくかということに意識がいつている。
- ・基本方針についてはいろいろと付け足すことがあると思うので、必要に応じて見直しを行い、改善していくことが大切だと思う。

【委員】

- ・保護者同士のメールやLINEでのやりとりや立ち話、立ち居振る舞いの中に、仲間外れに近いものや、あの子とは遊ばないようにしようというものがある。保護者向けの啓発についての文言も必要なのではないか。
- ・教室の中には特別支援学級には行っていないが障害を持っている子どもが入ってきている。お互いに苦手なものがあるというかたちで学級経営している。先ほど、この点については指摘があり良かったと思う。

【委員】

- ・教職員がゆとりをもって児童生徒とかかわる時間の確保について、兵庫県だから書けるその内容についての具体策など、もう一步踏み込んだところまで書いていただければと思う。

【委員】

- ・県立高校では、現在学校基本方針を作っているが、各学校には学校文化があり、地域性の違いがある。また、教職員すべての同意を得なければ成り立たないものである。
- ・兵庫県として子どもを育てなければならない。それを教える大人が育たなくてはならないというメッセージがあればいい。

【委員】

- ・平成19年に特別支援教育が学校教育法に位置付けられた時に謳われたのが、個のニーズに応じた教育であり、障害のある子もない子もすべての子どもが生きやすい社会の形成だった。このような特別支援教育のコンセプトが兵庫県の教育の中で出せるような取組をしていただきたい。

【委員】

- ・いじめで相当期間の欠席者が出たときの知事への報告が私立の各学校からできるかなという感想を抱いた。
- ・人権を無視した面白おかしいメディアやテレビ番組が子どもに与える影響が大きく、兵庫県としてどうするのだろうかという思いがある。
- ・家庭で携帯電話等の適切な使用とあるが、内容や時間など、もっと適切な内容にあたる部分の具体的な記載が必要ではないだろうか。
- ・豊かな心の育成について、教科による学力向上というのが大前提にある。教科を通じた学力向上によって人としての成長が促される。

【委員】

- ・人との違いを認め合えば、それによる疎外や攻撃がなくなるので、その部分の具体例を入れていただければ良いと思う。

【委員】

- ・家に子どもがかえってきた時、まず子どもたちの顔色を窺う。そして、様子が何かおかしくないかということを親が見抜く力をもっと持つことが必要だと思う。

【委員】

- ・親の名簿がなく、友達の付き合いがなく、何か学級で問題が起こっても親同士の話し合いができない現状の中で、個人情報の問題があるのは分かるが、保護者会が機能していない現実があるのではないか。
- ・県の基本方針をできるだけ早く市町におろしていただきたい。

【委員】

- ・警察で昨年扱ったいじめ事件について、複数人のグループでいじめをした事案が増えている。
- ・基本計画の中に警察と学校の連携を入れていただくことで、学校現場から警察への相談が積極的になされれば、より早期の発見・対応につながるのではないかと思います。

【委員】

- ・虐待事案においても、加害である親への対応が難しく、いじめでもいじめた側への対応が難しいと思う。
- ・マスコミ報道により、虐待通告が増えて、早期発見につながる良い面もあるが、マスコミ報道により家族が崩壊し、家族の再統合が難しくなる事例もある。特に名前まで出して報道するというのは、現場を預かるものとして苦慮することが多い
- ・地域の中でいじめに気づいた時に、理解を図るとか促進するとか、取り組むではなく、もっと具体的にどのようにすればよいかを入れられたら良いのではないかと思います。

【委員】

- ・加害者への対応については、単に指導するというだけでなく、それを超えたものがある。成長につながるという言葉が大事にすることと、関わるということを超えて、向き合うという言葉も非常に重要ではないかと思う。

【副委員長】

- ・家庭での気づきと学校での気づきを重ね合わせて子どもの変化に対応しているという、日常的なところでの気づきの重ね合いを盛り込んでいただきたい。
- ・重大事態への対処について、学校や教育委員会が事実と向き合って、二度と不幸な事態が起こらないように生かしていくということがもっと入ってもいいと思う。

【委員長】

- ・重大事態への調査の目的は、裁判で白黒をつけるためではなく、調査結果を知った学校、子どもたち、保護者・地域が事実と向き合うためのものである。何のために調査をするのかということ、そんなにたくさんでなくてよいので、しっかりおさえていただくことが大事だと思う。

【事務局】

- ・貴重なご意見をいただき感謝している。意見を骨子の中に入れるのか、素案の中で丁寧に書くのか、検討した上で作業を進めていきたい。
- ・県全体の教育基本計画や各課が出している推進計画や基本方針等との整合を図った上で、次の検討委員会でお示ししたい。